

クリアを通じた投票率に係る諸外国調査について

2 調査内容

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	(1) 国政選挙の年代別投票率	2
	(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有権者としての意識醸成に関する事項	
	(1) 主権者教育の取組について	4
	(2) 選挙啓発の取組について	6
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について	7
	(2) 地方議会の組織図について	7
	(3) 広域自治体議会の権限について	9
	(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて	9
	(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	10
	(6) 議会活動に関する広報について	10
	(7) 議員に対する給付について	10
	(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	11
4	選挙制度について	
	(1) 選挙権と被選挙権	12
	(2) 有権者登録について	
	(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について	13
	(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について	13
	(5) 供託金について	14
	(6) 選挙管理委員会の独立性について	15
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	16
	(2) 立候補者の政策等を知る方法について	19
6	投票環境について	
	(1) 投票所の設置数と主な設置場所について	20
	(2) 投票所の設置要件について	20
	(3) 期日前投票について	20
	(4) 二重投票対策・本人確認の方法について	20
	(5) 郵便投票について	21
	(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	21
	(7) 投票者に対するインセンティブの付与について	21
	(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について	21
7	インターネット投票について	
	(1) インターネット投票の導入状況について	22
	(2) インターネット投票を導入している場合	22
	(3) インターネット投票を導入していない場合	22
8	義務投票制について	
	(1) 義務投票制の採用の有無について	23
	(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について	23
	(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	23

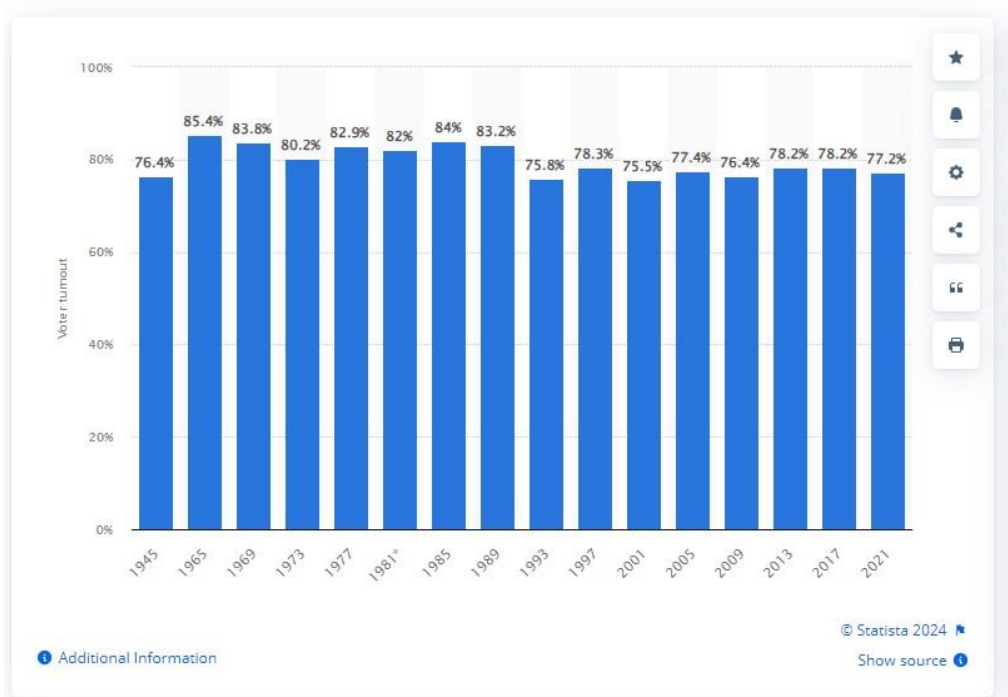
1. 投票率に関する事項

(1) 国政選挙の年代別投票率

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙の投票率について、年代別のデータは見当たらなかった。全年代の投票率の推移については以下グラフのとおり。

ノルウェー 国政選挙 投票率

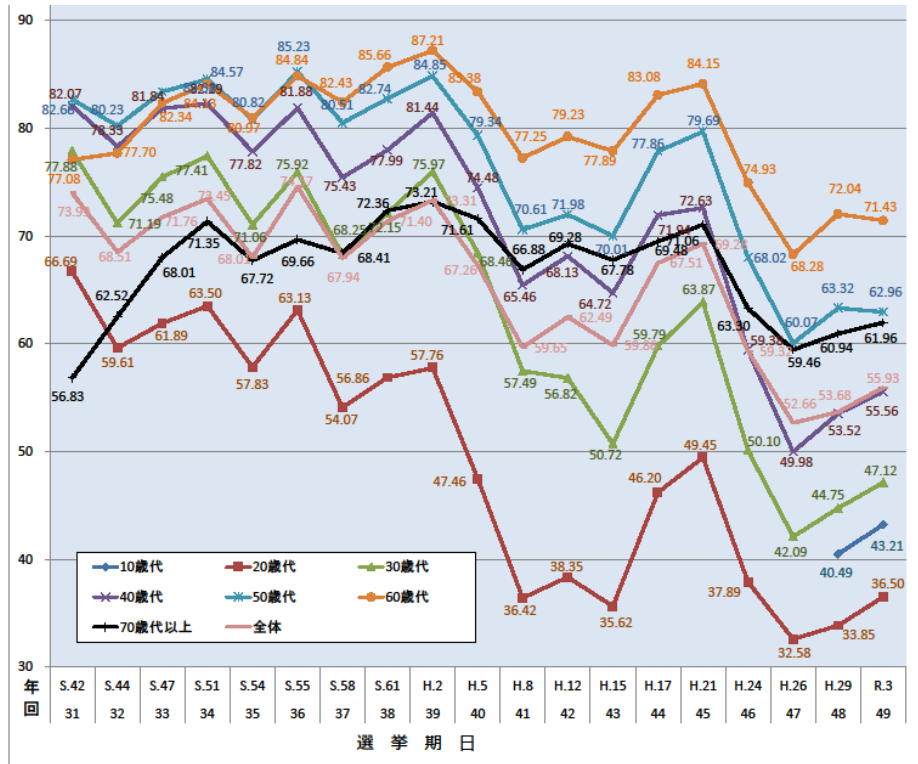


< 出典元 >

STATISTA

<https://www.statista.com/statistics/691609/voter-turnout-of-national-parliamentary-elections-in-norway/>

(日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



(%)

年 回	S.42 31	S.44 32	S.47 33	S.51 34	S.54 35	S.55 36	S.58 37	S.61 38	H.2 39	H.5 40	H.8 41	H.12 42	H.15 43	H.17 44	H.21 45	H.24 46	H.26 47	H.29 48	R.3 49
10歳代																		40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。

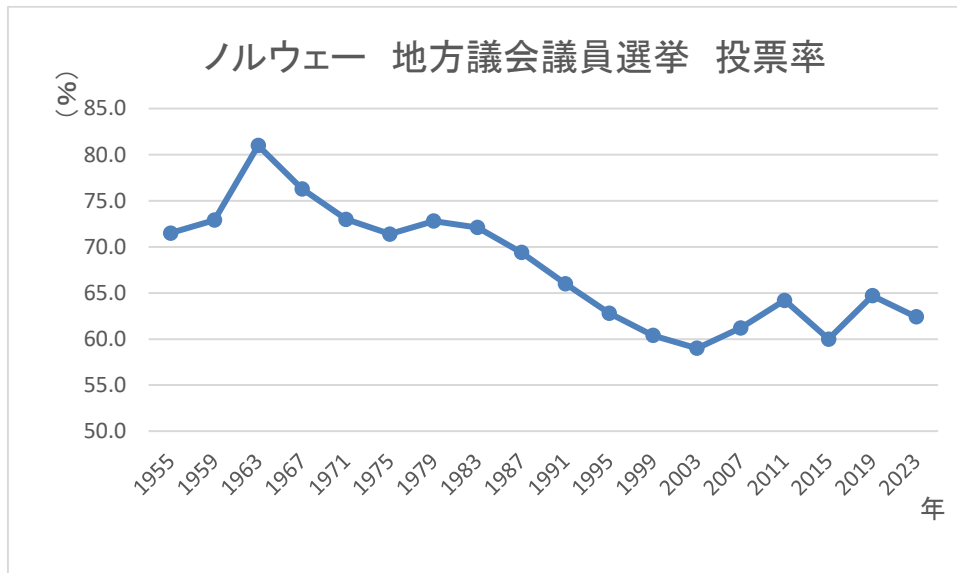
※③ 第48回の第10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移

日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。)

地方議会議員選挙の投票率について、年代別のデータは見当たらなかった。全年代の投票率の推移については以下グラフのとおり。

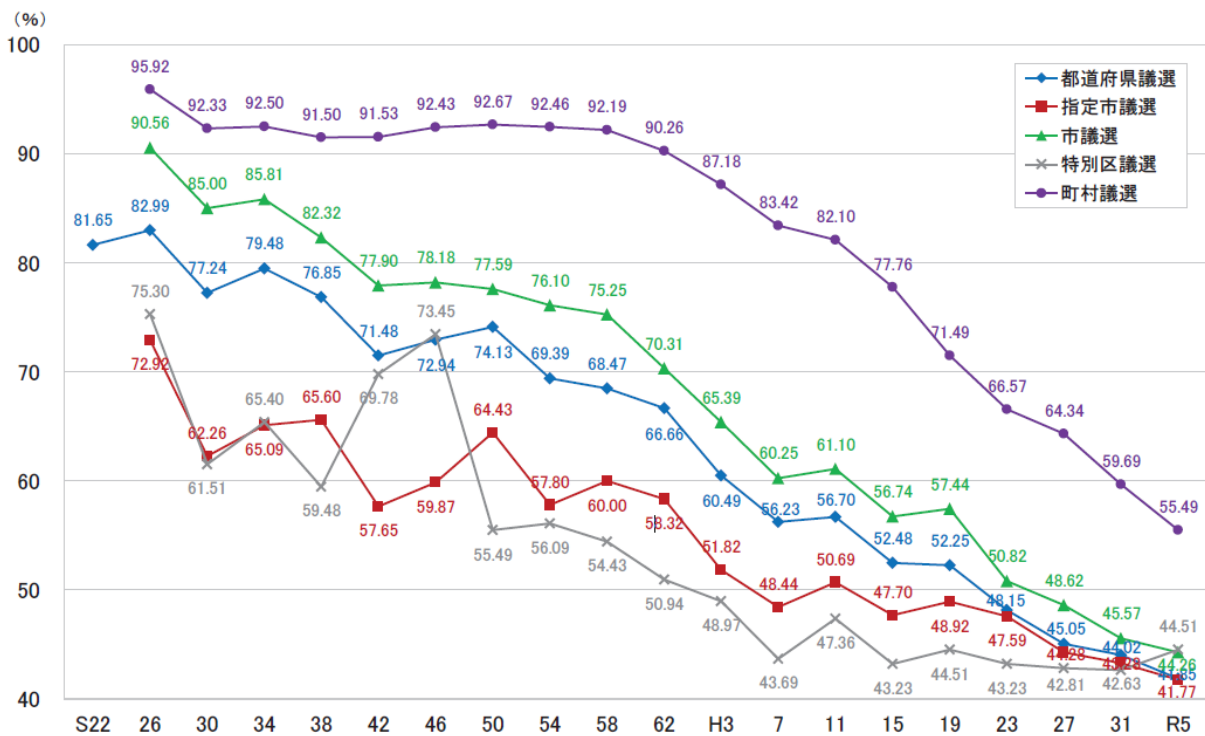


< 出典元 >

Statistisk sentralbyra

<https://www.ssb.no/statbank/table/09475/tableViewLayout1/>

(日本の例) 統一地方選挙における投票率の推移



(出典：総務省)

2. 有識者としての意識醸成に関する事項

(1) 主権者教育の取組について

①具体的な取組内容について

日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

初等教育	<p>2年生 ノルウェー教育局 https://www.udir.no/lk20/saf01-04/kompetansemaal-og-vurdering/kv148</p> <ul style="list-style-type: none">・なぜ人々はさまざまな意見を持ち、さまざまな選択をするのかについて考える・友情と帰属について、また人間関係に影響を与えるものについて話すことができる・ノルウェーにおける多様性について、先住民族サーミ人を含むさまざまな家族形態や民族に重点を置いて説明し、例を挙げる・人間が気候や環境にどのような影響を与えるかを調べ、例を挙げ、その影響が地域の環境にどのように反映されているかを記録する・ノルウェーと世界における子どもたちの権利と、その権利が侵害された場合に子どもたちができることを提示し、例を挙げる・民主的なプロセスにおいて、子どもたちがどのように決定に影響を与え、協力できるかを探り、例を挙げる・デジタル交流の機会と課題について話しあう・感情、身体、ジェンダー、セクシュアリティについて話し、自分や他人の境界線をどのように表現し尊重するかについて話しあう・世界のさまざまな地域に住む人々が、互いの生活にどのような影響を与え合っているか、例を挙げて説明する <p>4年生 ノルウェー教育局 https://www.udir.no/lk20/saf01-04/kompetansemaal-og-vurdering/kv145</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 社会科学的情問いを探求し、提示し、様々な情報源から情報を探し、その情報とその問いに光を当てる上でどの程度有用であるかを評価する
- ・ 学校や近隣で紛争が起こる理由について話し、他の人の意見に耳を傾け、建設的な解決策を見つけるために他の人と協力する
- ・ 子どもの人権や権利について発表し、なぜそのような権利があるのかを考える
- ・ サーミ人がノルウェーで先住民である理由を説明し、過去と現在におけるサーミ人の文化的・社会的生活のさまざまな形態について説明する
- ・ 持続可能な開発のいくつかの側面について調べ、例を挙げる
- ・ 個人の財政と消費の関係について考えることができる
- ・ アイデンティティ、多様性、コミュニティについて話し合い、コミュニティに属さないことがどのような経験であるかについて考える
- ・ プライバシー、情報の共有と保護に関するルールや規範について話し合い、デジタルな交流において判断を下すことの意味について話し合う
- ・ 身体に関する境界線、レイプや性的虐待とは何か、レイプや性的虐待の被害にあった場合、どこに助けを求めればよいかを話し合う
- ・ 誰が権力を持ち、民主主義とは何かを考え、意思決定に影響を与える方法について提案する
- ・ ノルウェーにおける重要な公的機関や組織について話し合い、それらが人々の生活においてどのような意味を持つかについて考える

7年生

ノルウェー教育局

<https://www.udir.no/lk20/saf01-04/kompetansemaal-og-vurdering/kv146>

- ・ 社会科学の調査を実施し、適切なデジタルツールを使用して結果を提示す
- ・ 最新のニュース記事を提示し、メディアにおける事実、意見、商業的メッセージの違いについて考察する
- ・ 同じトピックについて、異なる情報源がどのように異なる情報を提供しうるかを比較し、特定の見解に影響を与え、促進するために情報源がどのように利用されうるかを考察する

	<ul style="list-style-type: none"> ・昔の人々がどのように生活していたかを調べ、生活や技術の主な変化が、人口統計、生活条件、定住パターンにどのような影響を及ぼし、現在も及ぼし続けているかについて話し合う ・世界各地の主な地理的特徴を説明し、それらの特徴がそこに住む人々にどのような影響を与えるかについて考察する ・紛争がなぜ起こるのかを考え、個人や社会が紛争にどのように対処できるかを議論する ・ノルウェーにおける多様性のさまざまな側面を探求し、人々が自分らしくあること、そしてコミュニティに属することの必要性について考える ・民主主義にとって平等とは何か、男女平等とは何かについて話し合い、偏見、人種差別、差別に対抗する方法について提案する ・人権と平等について話し合い、各国で人権がどのように守られ、守られているかを比較する ・ノルウェーにおけるサーミと少数民族の歴史の主な特徴を探り、現在のノルウェーにおけるサーミと少数民族の権利を提示する ・商業的な影響力が消費、個人の財政、自己イメージにどのような影響を与えうるかを考察する ・持続可能な開発という世界的な課題と、それがもたらす影響について探求し、発表する ・自分や他人がどのようにデジタル交流に参加しているかを振り返り、ルールや規範、境界線に照らして判断することの意味について話し合う ・アイデンティティ、性的指向、ジェンダー表現の多様性、感情、身体、ジェンダー、セクシュアリティに関連する自分自身と他者の境界線について考え、境界線が侵害された場合に何ができるかを話し合う ・今日のノルウェーの民主主義につながった主な出来事について説明し、個人がさまざまな政治形態に影響を与える機会をどのように持っているかを比較する ・法律、規則、規範とは何か、またそれらが社会でどのような機能を果たしているのか、例を挙げて説明し、それらを破った場合にどのような結果が生じるかについて考える ・人と人との出会いが、どのように人々の考え方や社会のあり方を変えてきたか考える
中等教育	10年生

ノルウェー教育局

<https://www.udir.no/lk20/saf01-04/kompetansemaal-og-vurdering/kv147>

- ・社会科学の手法とデジタルリソースを自分の研究に使用し、デジタルツールを使用して調査結果を公表し、その調査結果がいかに妥当で適切であるかを議論する
- ・社会科学のトピックについて、さまざまな情報源がどのように情報を提供しているかを評価し、アルゴリズム、単一の情報源、または情報源の欠如がどのように私たちの理解を特徴づけるかを考察する
- ・過去、出来事、集団の表現が、人々の態度や行動にどのような影響を与え、また与え続けてきたかを議論する
- ・テクノロジーがどのように変化の要因であったか、また現在も変化し続けているかを探求し、テクノロジーが個人、社会、自然に与えた影響について議論する
- ・人々が社会の変化を求めてどのように戦ってきたか、また戦っているか、同時に地理的条件や歴史的背景からどのような影響を受けてきたか議論する
- ・歴史上および現代の主要な紛争の原因と結果を分析し、特定の条件を変更することで紛争を防ぐことができたかどうかを考察する
- ・ホロコーストのようなテロ行為や大量虐殺の原因と結果を分析し、極端な態度や極端な行為をどのように防ぐことができるかについて考察する
- ・人権や先住民の権利、その他の国際的な協定や協力が、国政、人間生活、ジェンダー平等、平等な権利にどのような影響を及ぼしているのかを探り、説明する
- ・サーミ人や少数民族のノルウェー化と、彼らが受けてきた不公正を分析し、このことが個人レベルや社会レベルでどのような結果をもたらしたか、また現在ももたらし続けているかについて考察する
- ・持続可能な開発のさまざまな側面と、それらが互いにどのように影響し合っているかを説明し、より持続可能な社会のための方策を提示する
- ・労働、収入、消費が個人の経済、生活水準、生活の質にどのような影響を与えるかを評価する
- ・アイデンティティ、ライフスタイル、文化的表現における類似点と相違点を考察し、多様性の機会と課題について議論する

	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身のデジタルの痕跡と、それを削除する権利、およびプライバシー、データ保護、著作権に対する自分自身と他者の権利を守ることについて探求し、考察する ・アイデンティティ、自己イメージ、個人的な境界線が、さまざまなコミュニティでどのように発展し、挑戦されているかについて考え、影響や望ましくない出来事に対処する方法について提案する ・今日の社会でどのような主体が権力を持ち、どのようにその立場を正当化しているのかを考える ・デジタル交流のさまざまなプラットフォームを探求し、デジタル参加と交流が社会的議論の形式と内容にどのような影響を与えるかを考察する ・主要な法律、規則、規範について説明し、それらに違反することが個人と社会にもたらす短期的・長期的な影響について議論する ・今日のノルウェーの政治システムと福祉社会の特徴を説明し、主な課題について考察する
<p>高等教育</p>	<p>統計局 https://www.ssb.no/ssb-skole/undervisningsopplegg/demokrati-og-medborgerskap</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェーの政治や社会におけるデータや傾向の探求を通して、生徒の批判的思考力や分析力を伸ばす ・民主主義のプロセスと原則をより深く理解し、積極的で情報通の市民を育成する ・個人ワークやグループ活動 <p>高校 1・2 年生の社会科の教科書より https://www.norli.no/boker/skoleboker/videregaende/medborgarskap</p> <p>私たちが属する社会の完全な一員であり、参加者であること「シティズンシップ」を学ぶ。</p> <p>教科書からの引用 「政治的な問題に参加し、社会がどのように統治され、発展していくべきかについて自分の声を届けることです。シティズンシップとは、行動、教育、社会生活への参加に関する社会の要求や期待に応えることでもあり</p>

ます。活動的で積極的な市民であるという理想は、必ずしも簡単に実現できるものではありません。人生の一部または全部を社会から排除されることを選ぶ人もいます。また、望まない状況や境遇の結果、外に出てしまう人もいます。原因が何であれ、排除は私たちが理解し説明しなければならない状態です。この教科書は、人生の旅路において個人が考慮しなければならない社会的条件についての理解を提供することを目的としています。これは、子供時代から青年期を経て大人になるまでの道のりだけに当てはまるものではありません。また、地域民主主義から国際問題まで、政治的関与にも当てはまります」

(日本の例) 令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況

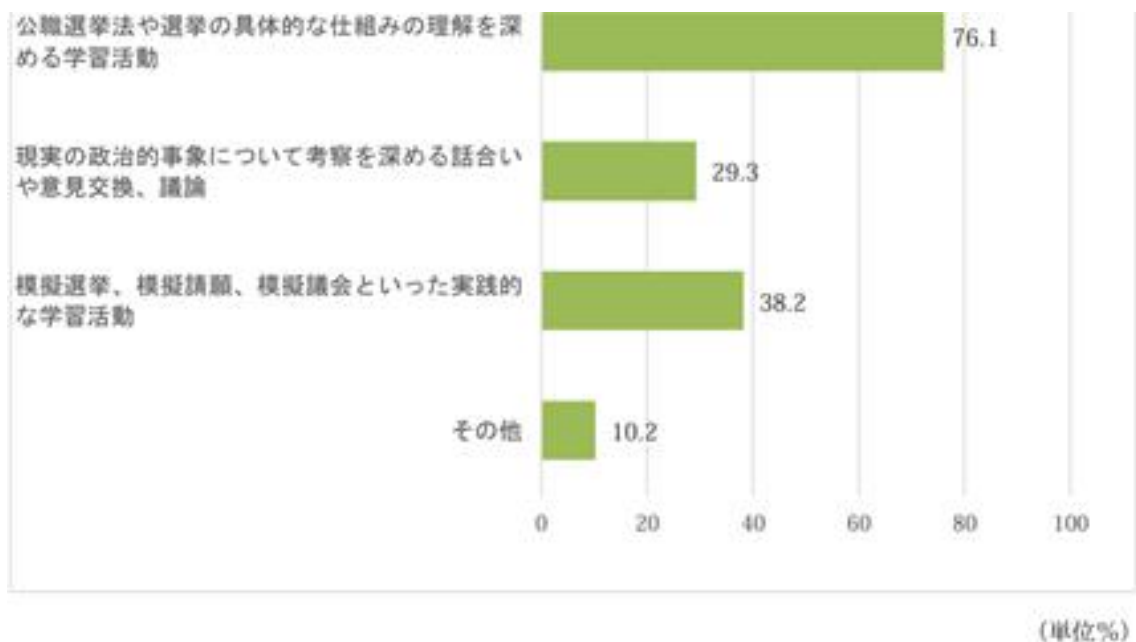


図 2-13 令和4年度第1学年に対する主権者教育として実施した学習活動 (複数回答)

「その他」(自由記述)として、回答があった活動の例は以下のとおりである。

- 生徒会役員選挙
- 新聞、ニュース動画の利用など
- 県議会議員の出前授業
- 公共機関の利用サービス、消費税のしくみ、社会保障制度についての理解を深める学習

(文部科学省)

②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか(特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど)御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

ノルウェーで若者が政治を話やすい事例のひとつとして「学校政策」(skolevalg)がある。日本の選挙では「雇用」「教育」などのカテゴリーで政策が議論・理解されるが、ノルウェーや北欧には加えて「学校政策」が同等のレベルで存在し、選挙で議論されている。学校政策とは主に義務教育から高等教育を利用する生徒・学生にとって身近な政策を意味する。例えば、奨学金制度、学生寮の増設、メンタルヘルス、給食(果物や野菜を増やすか、無料にするかなど)、保育士の増員、公共交通機関の価格、安全に歩ける学校まで道路(つまり車の規制)などである。日本であれば加えて独特の文化である受験戦争、校則、就職活動などが加えられるだろう。学校政策は「子ども・若者」のためのものであり、教員や保護者の悩みを解決する政策とは限らない。若者が熱心になれる政策分野であり、各政党の青年部は学校政策の立案を得意としている。よって、学校政策は学校の社会科の授業でも取り上げやすい教材となる。

政党の勉強ではロールプレイは絶対とっていいほど重要視される。主に国会に議席のある政党が授業で取り上げられ、各政党の主要政策、党首、その政党に投票する場合の利点・批判点などを、教師が一方向的に語るのではなく、生徒と共に調べ、みんなでお話し合いながらまとめる。その後、各政党のことを大体理解すると、グループごとに「労働党」「保守党」などと各政党になり切ってプレゼンテーションを作成する。その際は生徒に実際に政党の公式HPを訪問させて調べるので、学校がデスクトップを提供している。生徒はパワーポイントでプレゼンを作成し発表するだけでなく、各政党になり切って議論もしている。生徒はどの政党になりたいかを自主的に選ぶことはできない場合が多い。特にこのような授業は選挙がある年に積極的に行われる。高校生となると、教室には投票権がない未成年や、その年に初めて投票するという有権者もおり、周囲を見て「私はまだ投票できなくて悔しい」という思いも発生しやすい。

高校となると、教室には実際に地方議員や国会議員の代理議員という若い政治家が「同級生」ということもある。政治家である同級生が、夕方の議会のために授業を早退するという風景が自分の学校生活のなにげない一部である。

青年部というのは若者にとって「サークル」という気軽な感覚で入れる場所でもあるため、同級生や友人が「青年部の党员」ということも珍しくない。驚くほど近くに政治家がいるのがノルウェーの特徴だ。

現実の政治家がその週に起こしたスキャンダルなどについて、前日のニュースを取り上げて議論することも多い。他にも、有名なスポーツ選手のドーピング疑惑、デン

マークの難民対象の財産没収法、米国大統領選など、取り上げる範囲は幅広い。また驚くほど、国内だけではなく、国際ニュースも取り上げている。これにより、国際時事をより身近に感じ、国際現場で起きていることに対して、驚くほどの議論力、また英語力までも同時に身につけている（国際ニュースは字幕がノルウェー語で、話者は英語やフランス語などになる）。

本物の政党や青年部を学校に招待することもあるが、それ自体は「偏っている」など批判はされない。大事なのは特定の政党だけ招待しないこと。意見が違う右派・左派の政党のどちらも招待することで、「批判的に考えるための材料が揃った」とみなされる。

考える材料として前日の新聞やニュース番組の放送を使うことはよくある。その時に取り上げた時事の記事が現地で「左翼」と認識されている新聞社であるからといって、その記事を生徒に渡した教師や授業のやり方は「偏っている」という訳ではない。生徒がどのような思考をもつメディアかを認識し、記事をそのまま鵜呑みにしない、自分でもさらに調べるなどの行動をしていけば、「批判的に考えることができている」と見なされ、問題とはならない。

そもそも、ノルウェーで模擬選挙があり、その結果が全国的にも重要なニュースであり、各学校の結果が公開されている。これにより、「この学校は保守党派が多い」などの各学校の政治色が浮き彫りになる。実際、首都オスロでは、「あの高校は環境派が多い」「あの高校は富裕層が多くて保守党ばかり」「あの学校はかなり左」などは、現地の常識として「なんとなく、みんな知っていること」である。これを偏っているなどと考える人はおらず、かつて元教育大臣だったトロン・ギスケ議員は、「若い頃から自分がどこに投票したいか分かっているのはいいこと」と、学校ごとに政党色のイメージがついていることに、問題はないという見解を示した。

③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

団体	関与の内容
赤十字社	高校生を対象とした模擬選挙とは別に、小学生を対象とした「子ども選挙」がアイスランドやノルウェーにはある。この子ども選挙は欧州全体で見ても珍しい取り組み。子ども選挙には各政党の青年部が主に関わるので

	<p>はなく、ノルウェー赤十字社が外部団体として主催している。</p> <p>子どものための模擬選挙であり、さらに分かりやすく政策の説明がされ、実際に国会議員や首相に会う機会も設けられることもある。</p> <p>https://barnasvalg.reddbarna.no/</p>
各政党の青年部	<p>国政選挙・統一地方選挙がある年に、希望する高校では模擬選挙が開催される。模擬選挙の投票先を選べるように、高校側が青年部を招待して、討論などが行われる。</p>
各政党の選挙小屋	<p>国政選挙・統一地方選挙がある年に、各自治体（すべてではないが）には選挙小屋という各政党のスタンドが設置される。社会科の授業で小学校～高校の生徒は課題として、各党のスタンドを訪問し、質問をする。運がいいと首相、大臣、党首、議員とも話ができる。学校側は何時にいくかなどは事前に伝えることはしない。</p>
メディア機関	<p>メディアの授業では各報道機関を始めとして、ファクトチェック団体も訪問。若者自身でニュースソースを調べ、正しいかを考え、意見の異なるメディアの報道の違いを比較し、水から取材や記事を作ってみるという、単にメディアが出した記事を分析するだけではなく、自分たちでもニュースを作る経験をする。</p> <p>例えばファクトチェック団体はフェイクニュースや批判的なメディアの使用方法、以下に数字やグラフで他者を欺くことが実際は可能なのかを教えている。</p> <p>ファクトチェック団体</p> <p>https://www.faktisk.no/kurs-og-foredrag</p>
インフルエンサー	<p>例えば、SNSで人気がある「保健室のお姉さん」はインスタグラムでメンタルヘルスなど若者が知りたがる内容を投稿し、圧倒的な人気を誇る。今では学校も訪問しながら、若者に対して、デジタル・コミュニケーションにおいて注意すべきことなどの啓もう活動をしている（裸の写真を彼氏に送った時のリスクなど）。デジタル社会で起きている出来事を自ら考え、主体的に対応できるような意識を根付かせるため、道徳的・倫理的なロールモデルとして模範とされるインフルエンサーはこのように外部講師のよ</p>

	<p>うな役割を担うことも多い。</p> <p>Helsesista https://helsesista.no/</p>
<p>Oslo School(オスロの義務教育の代表機関)</p>	<p>カリキュラムの全体的な部分では、学校は、公衆衛生と生活技能、持続可能な開発、民主主義と市民性という3つの学際的テーマの中で学習を促進すべきであると述べている。民主主義と市民性という学際的なテーマでは、生徒たちに民主主義の前提条件、価値観、ゲームのルールについての知識を与え、民主主義のプロセスに参加できるようにする。このプログラムでは、民主主義と、表現の自由、投票権、結社の自由といった主要な人権との関連性を理解させる。民主主義にはさまざまな形や表現があることを理解させる。この学際的テーマの詳細については、ノルウェー教育訓練総局のウェブサイト (https://www.udir.no/lk20/overordnet-del/prinsipper-for-laring-utvikling-og-danning/tverrfaglige-temaer/demokrati-og-medborgerskap/) を参照のこと。</p> <p>オスロにあるノルウェー教育庁は、学校が教育で活用すべきさまざまなプログラムについて学校に通知している。その例として、国会、ノーベル平和センター、ホロコースト研究・少数民族生活センターへの訪問がある。ホロコースト・少数民族研究センターは、オスロ市から毎年財政支援を受けている。</p> <p>毎年の平和賞授賞式に関連して、ノルウェー教育庁はノーベル平和センターと協力し、児童生徒向けの教育プログラムを作成し、学校に周知している。</p> <p>https://www.nobelpeacecenter.org/laerernes-nobelseminar-2023</p> <p>また、平和賞授賞式に関連した漫画コンテストも開催しており、入賞者は授賞式に出席できる。</p> <p>https://www.nobelpeacecenter.org/utdanning/leksjoner/tegnaserieikonkurransen-2023</p>

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援

が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

学校を訪れる外部訪問者の多くが国や自治体からの経済的支援で運営されているため、広い範囲で捉えると、民主的な外部団体に税金が回っていることが、学校現場の主権者教育に大きく貢献している。各青年部や団体を始めとして、政府や自治体と時には意見も異なるような団体の多くに支援がまわっている。

(2) 選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組	
民間団体等の取組	

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について

自治体名	人口	2023年度予算額	議員数	議員任期

(2) 地方議会の組織図について

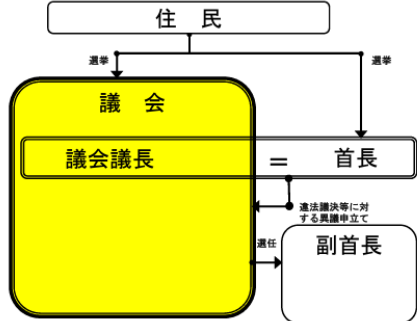
回答例を参考に御回答下さい（ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要）。

議会の組織（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



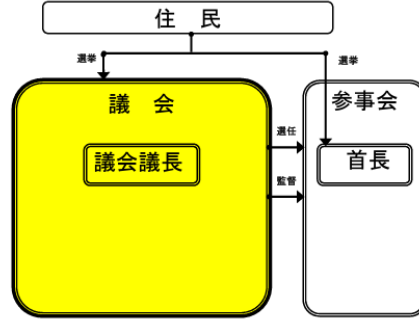
（南ドイツ評議会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に使用。
 ※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

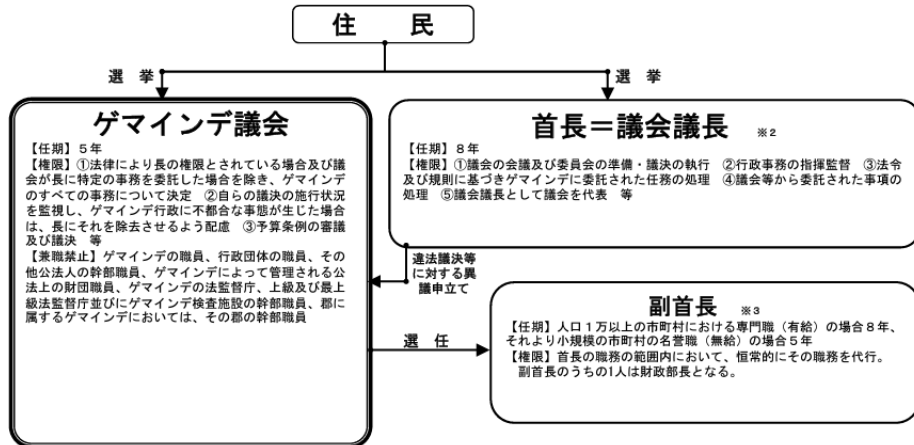
《クライス》 《ゲマインデ》



（参事会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とブレーマーハーフェン市（ブレーメン都市圏）。

（バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例）



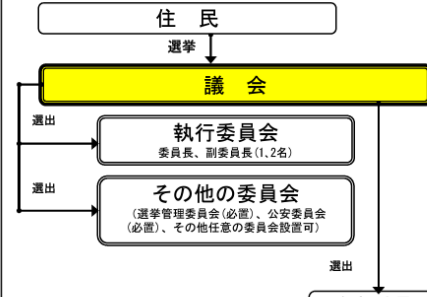
※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。
 ※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。
 ※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

10

議会の組織（スウェーデン）

広域自治体

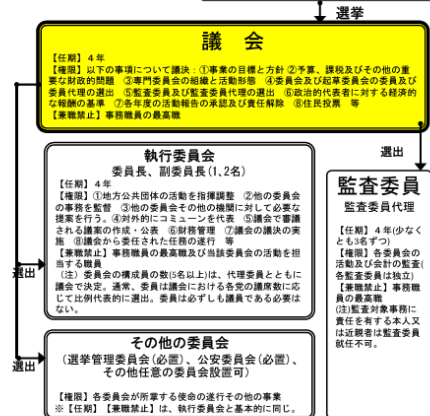
《ランスティング》



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに代わっている。

基礎自治体

《コミュニティ》



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに代わっている。

（出典：総務省）

(3) 広域自治体議会の権限について

① 主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数

(日本の例)

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51 決算 4

※年間議決件数は令和3年の数値を記載

② 政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限

(日本の例)

- ・ 国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出
- ・ 議案（条例等）の提出
- ・ 議案（予算・条例等）に対する修正案の提出

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。

自治体名	取組内容

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額（年額又は月額）			
		議長	副議長	議員	その他※

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名と報酬額を御回答下さい。

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会（の年間開催日数と、どのような時期（何月に何日程度か）・時間帯（日中か夜間か））に開催されているのか御回答下さい。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯

4. 選挙制度について

(1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。

(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー国民で、選挙年度末までに 18 歳に達し、ノルウェーに居住しているものとして人口登録簿に登録されている、または登録されていた者 ・海外に住んでいるノルウェー国民で、過去 10 年以内にノルウェーに居住しているものとして人口登録簿に登録されていた者 (10 年以上の場合は、投票前に選挙人名簿への登録を再度申請する必要がある) <p>Nordic Co-operation https://www.norden.org/en/info-norden/right-vote-norway</p>
	被選挙権	
地方議会議員選挙	選挙権	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー国民で、選挙年度末までに 18 歳に達し、ノルウェーに居住しているものとして人口登録簿に登録されている、または登録されていた者 ・デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデンの国民で、選挙年度末までに 18 歳に達し、選挙実施年の 6 月 30 日までにノルウェーに居住しているものとして人口登録簿に登録されている者 ・ノルウェー国民ではないが、選挙年度末までに 18 歳に達し、選挙日前の 3 年間継続してノルウェーに居住しているものとして国民登録簿に登録されている者 ・海外に住んでいるノルウェー国民で、過去 10 年以内にノルウェーに居住しているものとして人口登録簿に登録されていた者 (10 年以上の場合は、投票前に選挙人名簿への登録を再度申請する必要がある) ・外交・領事職の職員およびその世帯は、ノルウェー国民である限り、上記の居住基準を満たさなくても

		投票権を有する 選挙局 https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget-2023/stemmerett-og-manntal/
	被選挙権	

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

(2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権（投票権）を得るための条件となっている場合は、必要な手順の内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

市民から特別に有権者登録というものをしなくとも、下記の条件が揃っていると、自動的に自治体から SMS と紙の郵送によって、投票が可能であることの通知と投票カードが届く。ノルウェーに有権者登録という概念はない。

選挙局

<https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget->

自分が正しく登録されているか確認する方法

市町村に問い合わせる。ノルウェーの全ての市町村は選挙人名簿の公開を義務づけており、自分の情報を確認したり、選挙人名簿に誤りがあれば苦情を申し立てたりすることができる。

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合（統一率）を御回答下さい。

	統一選地方選挙の時期	統一率
広域自治体議会議員選挙		
基礎自治体議会議員選挙		

(日本の例)

	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員	4月下旬	85%(17/20)
区議会議員		91%(21/23)
市議会議員		38%(294/772)
町村議会議員		40%(746/1,788)

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

①広域自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

②基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

--

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

(6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府(国)や地方自治体とどのような関係性にあるのか(政府や地方自治体から独立した機関なのか)、御回答下さい。

ノルウェーでは、市町村選挙管理委員会と県選挙管理委員会が選挙を組織する責任を負っている。地方自治・地域開発省と選挙総局もまた、中心的な任務と責任を担っている。

選挙組織に関する役割と責任は階層的に分かれている。地方自治・地域開発省がノルウェーの選挙に関する全体的な責任を負い、選挙総局が県レベルでの運営責任を負う。市町村の選挙管理委員会および県当局の選挙管理委員会は、それぞれの選挙区において選挙を組織する責任を負う。

地方の役割と責任

市町村は、有権者に最も近い立場にある。また、市町村は、その市町村における選挙の準備と組織について責任を負う。市町村の選挙管理委員会は、特に、選挙に関連する実務の大半を担わなければならない。

- ・市町村議会選挙のための政党の名簿案を処理する
- ・選挙労働者を採用する
- ・選挙を組織するために必要なすべての機材を発注する
- ・適切な期日前投票所と投票所を見つける

- ・開票作業を行い、投じられた全ての票を数える

さらに、選挙に関する質問について有権者に助言するのも市町村の責任である。

県選挙管理委員会は、その県における選挙の準備と実施に責任を負う。また、県および議会選挙において、市町村の票の集計をチェックし、議席の配分や候補者の選出など、選挙に関する決定を行う責任を負う。

政府の役割と責任

選挙総局は、議会選挙、市町村選挙、および県選挙の準備と実施に関して、県レベルで運営責任を負い、サーミ議会とノルウェー領スヴァールバル諸島にある町ロングイェールビーン議会（この議会は地方議会などではなく組織名）に対しても選挙組織に関する支援を行っている。選挙総局の役割は、いつ、どこで、どのように投票できるかを有権者に知らせることに加え、規則、制度、手続きについて県・市町村に助言することである。選挙総局は、選挙管理局とともに、市町村に対する支援やサービスも提供し、有権者に対する一般のおよび地域的な情報の提供を保証している。

地方自治・地域開発省（Ministry of Local Government and Regional Development : KDD）は、選挙制度と選挙規則を管轄し、ノルウェーの選挙実施に関する全体的な責任を負っている。同省は選挙総局の管理責任を負う。

各総選挙の前に、国王は全国選挙管理委員会を任命する。全国選挙管理委員会は、選挙の管理と認可に関する重要な任務を担っている。2017年には、8人の委員とその代理で構成され、当時の国会に代表される各政党から1人ずつ選出された。

新しい国会が開かれた後の最初の仕事は、選挙が正しく実施され、選出された代表が国会に出席する権利があるかどうかをチェックする承認委員会を選出することである。選挙後、承認委員会は国会に勧告書を提出し、そこで選挙実施に関する委員会の評価を読むことができる。

選挙総局 HP

<https://www.valg.no/om-valg/valgjennomforing/roller-og-ansvar/>

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員		
地方議会議員	広域自治体議会議員	
	基礎自治体議会議員	

②女性議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

女性議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

--

③平均年齢と10代～30代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員（10代～30代）の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	平均年齢	
	10代の議員の割合	
	20代の議員の割合	
	30代の議員の割合	
地方議会議員選挙	平均年齢	
	10代の議員の割合	
	20代の議員の割合	
	30代の議員の割合	

④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

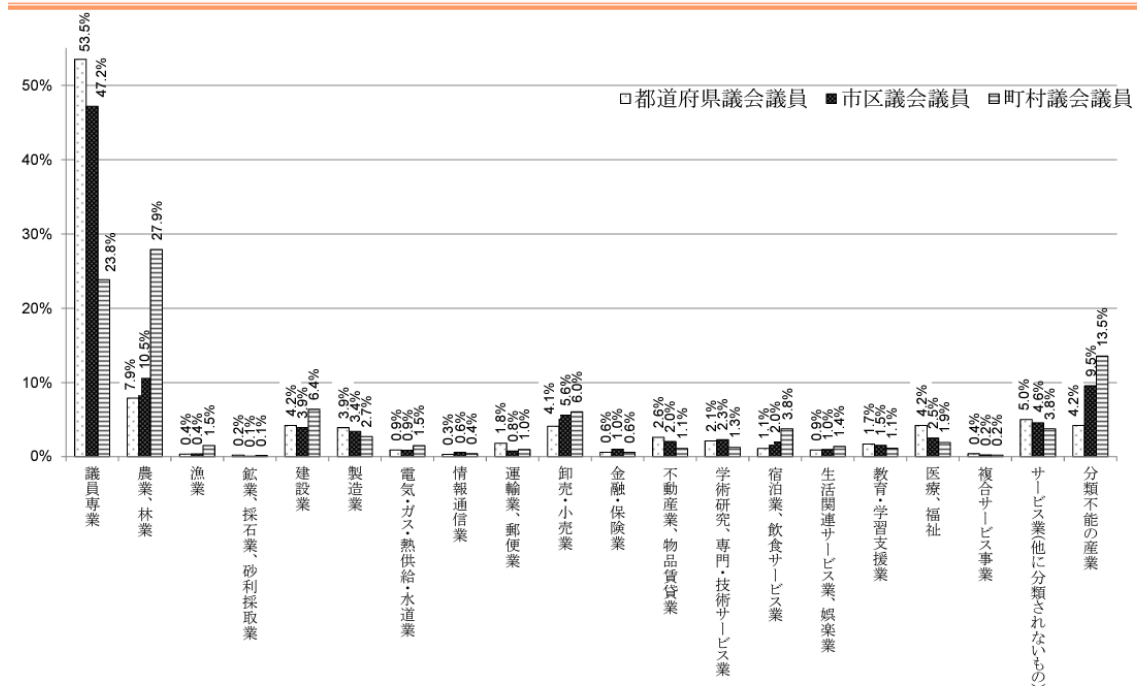
若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

⑤地方議会議員の職業について

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。

(日本の例)

地方議会議員の概況①（職業別）



注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在）
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。

(日本の例)

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

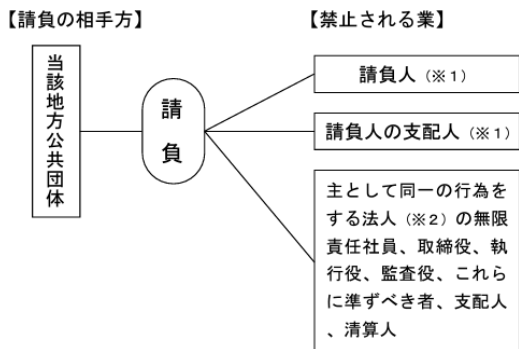
○ **兼職の禁止 (法 § 92等)**

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173による同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

○ **兼業の禁止 (法 § 92の2)**

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている(法 § 127①)。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額(300万円)を超えない者を除く。
 ※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

(出典：総務省)

⑦女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組
<p>(日本の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 議事堂内に議員用の保育スペースを整備している・ 育児を理由とした議員の欠席を認めている	

(2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

<p>(日本の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 街頭演説を聴く (演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される)。・ インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。・ 選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。・ テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について

自治体名	投票所設置数	投票時間	主な設置場所※
Utsira(215人)	1	9-18時	<p>Siratun 自治体センター</p> <p>Utsira の中心地にある。一階には市の行政事務所と図書館がある。2階にある市議会議場 Allrom が投票会場となった。</p> <p>https://utsira.nkdb.no/steder/460000/Siratun</p>
Oslo (71万人)	101	13-18時 または 9-21時	<p>オスロ市庁舎、公共の学校、公民館、自治体所有のスポーツ施設ホールなど</p> <p>オスロでは病院、老人ホーム、刑務所のほかに、薬物依存センター施設でも施設内で投票を受け付けた。</p> <p>投票会場の設置のほか、2023年の選挙では「選挙カー」(valgbil)という期日前投票ができる「専用車」が街中を走っていた。</p>
<p>Eigersund(14810人)</p> <p>※ノルウェーの都市の人口平均は15,000人</p>	6	9-12時 または 9-12時	<p>市庁舎、学校</p> <p>地名と開場時間：</p> <p>Eigersund 09:00 – 21:00</p> <p>Lagård 09:00 – 21:00</p> <p>Helleland 12:00 – 21:00</p> <p>Hellvik 12:00 – 21:00</p> <p>Eigerøy 09:00 – 21:00</p> <p>Husabø/Rundevoll 09:00 – 21:00</p>

			自治体の選挙議定書 URL(3 ページ目) ※1
--	--	--	-----------------------------

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

※1

https://www.eigersund.kommune.no/getfile.php/5208347.1621.7uiqmzktban7q7/2023-09-12+-+Kommunestyrevalg+-+Valgstyrets_m%C3%B8tebok_1101_2023-09-12+%28Valgstyre%29+%282%29.pdf

(2) 投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

投票所の位置

通常の規則では、投票所は地理的に小選挙区内になければならず、各選挙区には1つの投票所がなければならない。選挙で投票できる場所を決めるのは選挙管理委員会である（選挙法第9条の3第2項より）。

ノルウェー選挙法

Act relating to parliamentary and local government elections (Election Act)

<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/2002-06-28-57>

投票所の場所と運営

COVID-19 のパンデミックの結果、感染症対策への配慮から、適切な投票所とみなされるための要件が追加されることになった。

適切な施設を見つけやすくするため、投票所を投票区外に設置することも可能である。投票所を選挙区内に設置するよりも選挙区外に設置する方が適切かどうかを評価する場合、選挙管理委員会は選挙区内の有権者が投票所に行きやすいかどうかを重視しなければならない。

選挙従事者ポータル

<https://valgmedarbeiderportalen.valg.no/artikler/plassering-og-organisering-av-valglokaler/>

(3) 期日前投票について

期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	<p>選挙結果が正しいことを確認するために、投票用紙は複数の管理機関によって一定のコースをたどり、多くのチェックを受ける。</p> <p>投票所が閉まり、集計が始まる。投票箱の中身が正しいかどうかをチェックする。まず、投票箱の議席数が選挙人名簿に記入されている議席数と同じであることを確認し、各有権者から1票のみを受け取るようにする。</p> <p>投票用紙を、通常の投票用紙と、後日追加処理を行う疑わしい投票用紙に振り分ける。</p> <p>投票数に関して不一致があった場合、その理由を追求しなければならない。それが不可能な場合は、新たに集計し直さなければならない。</p> <p>予備集計 多くの自治体では、予備集計も行われる。</p> <p>投票所での投票箱の中身の集計と予備集計の結果は、自治体の選挙管理委員会により会議録に記入される。全てが問題なく行われていることが確認された後、会議録は署名により承認される。その後、投票用紙、封筒に入れられた投票用紙、会議録など、全ての選挙用品は、さらなる集計が行われる自治体に運ばれる。</p> <p>予備集計が投票所で行われる自治体もあれば、両方の集計を自治</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

体の中心部で行う自治体もある。

選挙管理委員会が投票所から資料を受け取って最初にすることは、全ての投票用紙が受け取られたことを確認し、承認された会議録をチェックすることである。不一致があれば、選挙管理委員会が投票用紙の予備集計を始める前に調査し、理由を追求しなければならない。

投票箱の中身を数え、これを投票所での集計および自治体での予備集計と突合する。

なお、予備集計の際、選挙管理委員会は投票用紙を選挙に参加している政党に配布し各政党で数えることで、各政党の得票数と白紙投票用紙の数を集計している。疑わしい投票用紙は、後日追加処理される。

予備集計は、全てが手作業で、すなわち機械を使わずに行われる。

予備集計の結果は、選挙管理委員会の会議録に記載される。不一致がある場合は、その旨を記録しなければならない。不一致の理由が説明できない場合は、再度数え直さなければならない。選挙管理委員会は、不一致がない場合、または説明可能な不一致がある場合、その結果を承認する。結果が承認された時点で予備集計は終了する。その後、最終集計を開始することができる。

最終集計

最終集計では、予備集計の投票用紙の枚数と、最終集計の投票用紙の枚数が比較される。なお、投票所での集計と予備集計でカウントされなかった疑わしい投票用紙は、法律に照らして評価される。

最終的な集計は、手作業またはスキャナーを使った機械で行われる。最終集計では、投票用紙の訂正が反映・登録される。スキャナーを使用する場合、集計はより迅速に行われる。スキャナーは、人力で投票用紙を政党に振り分けたり、白紙や疑わしい投票用紙に振り分けたりするのと同等の仕事をする。投票用紙の訂正登録も機械が行う。

	<p>他の再集計と同様、予備集計と最終集計の間に食い違いがある場合、その食い違いを説明できなければ票を数え直さなければならない。その後、最終集計を承認し、選挙管理委員会の会議録に署名しなければならない。</p> <p>なお、市町村は、市町村選挙と県選挙の両方で、開票、予備開票、最終開票を行う。</p>
本人確認の方法	<p>選挙局 https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget-2023/legitimasjon/</p> <p>投票の際には身分証明書を持参しなければならない。選挙カードを持参したり、氏名と生年月日を記載したりするだけでは投票ができない。</p> <p>必要な身分証明書</p> <p>身分証明書の例としては、パスポート、国民 ID カード、運転免許証（デジタルも可）、写真付き銀行カードなどがある。その他の身分証明書を使用することも可能だが、氏名、生年月日、顔写真が記載されていることが最低条件となる。持参した身分証明書が承認されるかどうかを判断するのは選挙管理者である。</p> <p>選挙管理者は、提示された ID を判断しなければならない。本人であることを示す ID であれば、それで十分とみなされる。これは、ID の有効期限が切れていても同様である。</p> <p>施設内での投票の例外</p> <p>医療・介護施設や刑務所に入所していて身分証明書を持っていない場合、職員があなたが本人であることを保証することができる。この場合、職員は身分証明書を提出しなければならない。他の有権者があなたの身元を保証することはできない。</p>

(5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

郵便投票を利用するための要件	<p>海外投票では、大使館に代理郵送してもらうか、本人が直接自治体に郵送も可能。</p> <p>選挙局 https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget-2023/stemme-fra-utlandet/brevstemme/</p> <p>ほとんどのノルウェー在外公館で、投票用紙や封筒など必要なものを郵送してもらうことができる。ただし、これらを手に入れない場合もある。そのような場合は、白紙を投票用紙として使うか、公式の投票用紙を印刷することができる。</p> <p>投票用紙のほかに、封筒を3枚用意しなければならない。封筒は普通のものでも構わないが、大きさの違うものを用意するとよい。選挙は秘密裏に行われるため、会社名や団体名などが入った封筒を使うのは避けるべき。</p> <p>海外での事前投票に公式の返信用封筒を使用する場合は、返信用封筒に必要事項を正確かつ明確に記入する。氏名、国民ID番号、(該当する場合は)ノルウェーでの前住所が正しいことが重要である。</p> <p>通常の封筒を返信用封筒として使用する場合は、封筒に以下の情報を記入しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・住民登録をしている、または最後に住民登録をしていた自治体の名前と住所・投票日時、投票場所・氏名(または以前の氏名)および国民ID番号(11桁)・2023年6月30日現在のノルウェーにおけるあなたの住所、または海外転出届を出している場合はノルウェーにおける最後の登録住所。選挙日の10年以上前に海外で住民登録をしていた場合は、最後に住民登録をしていたノルウェーの自治体の選挙人名簿に登録申請しなければならない・事前に郵便で投票すること(在外郵便投票)
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・封筒に書かれた内容が正確であることを証人が確認すること。証人の氏名、生年月日、住所を封筒に記入すること。証人がノルウェー国民であることは要件ではない。証人は、封筒の表紙に署名することにより、記入された内容が正確であることを確認する ・封筒に署名し、記入した情報が正しいことを確認する ・返信用封筒を発送用封筒に入れる <p>発送用封筒の宛先は、選挙人が住民登録をしている、または最後に住民登録をしていた自治体の選挙管理委員会とする。</p> <p>各自治体の宛先はネットで公開されている。 https://www.valg.no/globalassets/dokumenter-2023/postadresser-til-valgstyrene.pdf</p>
<p>直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率</p>	<p>下記は選挙局からの直接の回答である。</p> <p>ノルウェーの選挙では、海外からの投票には2種類ある。</p> <p>在外投票所（通常は大使館や領事館）で行われる投票と、有権者が投票用紙をノルウェーの自治体に郵送する投票である。</p> <p>2023年統一地方選挙には、合計3302票の一般投票と290票の郵便投票があった。</p>

(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組まれているか御回答下さい。

<p>障がい者などへの投票会場でのサポート 選挙総局</p> <p>https://www.valg.no/aktuelt/siste-nytt/hjelp-til-a-stemme/</p>	<p>「精神的または身体的な障害のために単独で投票することができない有権者は、本人の申し出により、選挙管理委員または有権者が指定した他の人物による援助を受けることができる。ヘルパーには守秘義務がある」</p> <p>「選挙法は、有権者が援助を受ける要件を満たしているかどうかを誰が判断するか</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

も定めている。選挙管理委員が、有権者が事前投票において援助を受ける要件を満たしているかどうかを決定する。選挙会議において、選挙管理委員が有権者は要件を満たしていないと考えた場合、最終的に有権者が要件を満たしているかどうかを決定するのは選挙管理委員会である。」

投票所での支援とヘルプ

選挙総局

<https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget-2023/hjelp-og-assistanse/>

全ての投票所には、選挙人が必要とする支援を提供できる選挙管理委員がいなければならない。選挙管理委員は投票所を案内し、投票手続きについて説明することができる。また、投票所内を案内し、どの政党や名簿が選挙に立候補しているか、その投票用紙がどこにあるかなどの案内も行う。

投票に際して手助けが必要な場合は、選挙管理委員が手伝ってくれる場合もある。どのような支援が必要かは、選挙人次第である。例えば、選管職員が政党名を全て読み上げるなどを行う。また、投票用紙の訂正やその他必要なことを手伝えることもある。

必要な支援を受けた場合、選挙管理委員は投票所を出る。選挙管理委員は、選挙人が何に、誰に投票したいかについて、守秘義務を負う。

精神的または身体的な障害があり、一人で投票することができない有権者は、投票所で自分が指定した人、または選挙委員から支援を受けることができる。

有権者が自分で選んだ人からの支援を希望する場合、選挙管理委員が投票所に同行する必要はない。

期日前投票の際、投票者が投票所で介助を受ける要件を満たしているかどうかを判断するのは選挙管理委員である。選挙当日、選挙管理委員が有権者は要件を満たしていることに疑義を持った場合、有権者が要件を満たしているかどうかを最終的に決定するのは選挙管理委員会である。

○点字付き投票用紙

目の不自由な有権者のために、点字で指示された投票用紙が用意されている。投票用紙には全ての登録政党が記載されており、投票したい政党にチェックを入れる。

ローカルリストやリストにない政党に投票したい場合は、投票用紙にその旨を記入する欄が別に設けられている。

病気などで在宅投票する場合

選挙総局

<https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget-2023/stemme-hjemme/>

病気や障害のために投票所で投票できない選挙人は、自宅やどこにいても投票できるように市町村に申請することができる。

市町村に連絡する際には、この投票方法を利用したい理由を述べなければならない。ただし、書類の提出は義務付けられていない。したがって、在宅投票を希望する理由を自治体に伝えれば十分である。

○在宅投票の申請方法

市町村に在宅投票を申請する。ただし、文書で申請しなければならないという義務はない。口頭で在宅投票を希望する旨を伝えれば十分である。

○申請期限

在宅投票の申請期限は、各市町村が定める。なお、2023年に実施された市議会選挙では、2023年9月5日から8日までの4日間であった。

○在宅投票の実施方法

投票をする際に、選挙管理委員がその方法を説明する。また、選挙管理委員は、選挙人が疑問に思うことに答えたり、質問の答えを見つける手助けをしたりすることも可能である。

自宅での投票は、投票所での投票とほとんど同じである。

選挙管理委員は、立候補している全ての政党や名簿が書かれた投票用紙セットなど、必要な道具を持っている。

選挙人は投票したい政党や名簿の投票用紙を選び、投票用紙に記載する。

選挙管理委員が身分証明書を確認し、投票用紙にスタンプを押す。

投票用紙を投票箱に入れ、投票が完了する。選挙は秘密裏に行われ、使用されなかった投票用紙は選挙人が保管する。

○支援とヘルプの必要性

選挙管理委員は、投票の手順を説明し、必要な支援を提供することができる。

投票を行う際に手助けが必要な場合は、選挙管理委員またはあなたが選んだ人が手助けをすることができる。

選挙管理委員も、あなたが選んだ援助者も、あなたが何に、誰に投票したいかについて守秘義務を負っている。

施設の入所者の期日前投票

選挙総局

<https://www.valg.no/for-velgere/kommunestyre--og-fylkestingsvalget-2023/stemme-pa-institusjon/>

医療・介護施設の入所者は、その場で事前投票ができる。

市町村は、医療・介護施設での期日前投票を実施することが義務付けられており、その他の施設でも実施することが奨励されている。

○事前投票の対象者

施設での期日前投票は、通常の施設に投票に行くことが困難な場合に、施設の居住者が投票できるよう組織される。施設で期日前投票が行われる場合、すべての人に投票の機会が与えられる。つまり、入所者、職員、親族が投票できる。

施設での期日前投票をいつ実施するかは市町村が決定し、いつ、どこで行われるかについての情報を提供する。正確な時間については、居住する市町村に問い合わせること。

○ガイダンス

期日前投票に行くと、選挙管理委員が選挙人を出迎え、どのように投票が行われるかを説明する。また、選挙管理委員は選挙人の質問に答えたり、質問の答えを探す支援を行う。

○投票所での支援と手助け

選挙管理委員は投票手続きについて説明し、必要であれば支援を行う。また、投票所に案内し、どの政党が選挙に立候補しているか、投票用紙はどこにあるかなどの案内も行う。

投票に際して援助が必要な場合は、選挙管理委員または選挙人が選んだ別の者が手助けをする。選挙管理委員も、選挙人が選んだ者も、選挙人が誰に何を投票したいかにおいて守秘義務を負っている。

期日前投票が行われる施設に住んでいて身分証明書を持っていない場合、施設の職員は、あなたが本人であることを保証することができる。その場合、施設の職員は身分証明書を提出しなければならない。他の有権者があなたの身元を保証することはできない。

施設で投票を希望する他の有権者は、身分証明書を持参しなければならない。

○施設内の事前投票会場まで行けずに、有権者の部屋で投票する場合

期日前投票が行われる場所に行くことができない場合は、選挙管理委員が部屋を訪ねて、その場で投票することもできる。

方法：

1. 選挙管理委員が、立候補している全ての政党や名簿が書かれた投票用紙セットなど、必要な機材を持ってくる
2. 選挙人は、投票したい政党・名簿の投票用紙を選び、投票用紙に記載する
3. 選挙管理委員が選挙人の身分証明書、または選挙人の代理となる施設等の職員の身分証明書を確認し、投票用紙にスタンプを押す
4. 投票用紙を投票箱に投函し、投票を完了する

投票記載台はグッドデザイン

選挙ポータル

<https://valgmedarbejderportalen.valg.no/media/pqqj2nys/profilh%C3%A5ndbok-for-valg.pdf>

選挙ポータル

<https://valgmedarbejderportalen.valg.no/opplaering-og-veiledning/opplaering-valgansvarlige/veilednings-og-rutinefilmer/>

投票記載台は、全ての人のために設計されている。つまり、障害の有無にかかわらず、全ての人と同じ投票記載台を使えるということである。全体の寸法、カーテン、投票用紙棚、テーブル、照明は全て、誰もが簡単かつ直感的に使えるように設計されている。フレーム、カーテン、テーブル、照明の4つの部品で構成され、選挙管理委員が簡単に組み立て、分解、保管できる。投票記載台は、政府の選挙プログラム全体の一部として設計されているものである。車いすの利用者でもスムーズに使える設計は「優秀なデザイン」として、ノルウェー国立美術館でも投票箱と共に展示され、現地ではデザイン面の観点でも高く評価されている。「北欧デザイン」はいかに選挙現場で活躍しているかの好事例であるといえる。

その他

投票会場は各地にあるため、現在、高齢者にとって投票機会が確保しにくいというようなニュースはないに等しい。また期日前投票がどんどん浸透しており、また、自治体ごとに選挙投票日を1日から2日に延ばす決定権もある。投票日が増えていることは、より多くの人にとって投票機会が増えていることを意味する。

※反対に、山やフィヨルドが多いノルウェーでは、雪や自然災害、山での事故や工事などで、投票用紙が投票数を数える場所までに到着するのが遅れるということが依然として課題となっている。地方に住む人の票の扱いが首都周辺よりも整っていないこと（一票の格差）を意味する。土地が平たいデンマークやフィンランドと違い、山やフィヨルドが多いノルウェーならではの問題である。

(7) 投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。



7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

--

8. 義務投票制について

(1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
	○

文部科学省 主な投票義務制採用国

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kyoiku02-000013239_2.pdf

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	
根拠法	
採用までの経緯	

(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	
義務が免除される要件	